

ドリームネット利用規約 - メール会員向け規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(ドリームネット利用サービス)

第1条～第2条 (略)

(本規約の範囲・通知)

第3条

1～4 (略)

5 本サービスについて本規約で定めのない事項は、[IP通信網サービス契約約款](#)が適用されるものとします。

6 (略)

第4条～第11条 (略)

(利用料金)

第 12 条

1 会員は、料金表に規定する料金について、当社が定める期日までに、[IP通信網サービス契約約款](#)に定める請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。料金算定の基礎となる利用時間、利用度数などの情報については、当社にて算出した記録を使用するものとします。

2～3 (略)

4 会員は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日 の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（[IP通信網サービス契約約款](#)の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。

5～8 (略)

第13条～第20条 (略)

(個人情報の取扱い)

第21条

1 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (https://www.ntr.co.jp/privacy_policy/) が別に定めるところによります。

(ドリームネット利用サービス)

第1条～第2条 (略)

(本規約の範囲・通知)

第3条

1～4 (略)

5 本サービスについて本規約で定めのない事項は、[IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) が適用されるものとします。

6 (略)

第4条～第11条 (略)

(利用料金)

第 12 条

1 会員は、料金表に規定する料金について、当社が定める期日までに、[IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) に定める請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。料金算定の基礎となる利用時間、利用度数などの情報については、当社にて算出した記録を使用するものとします。

2～3 (略)

4 会員は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日 の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（[IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。

5～8 (略)

第13条～第20条 (略)

(個人情報の取扱い)

第21条

1 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) が別に定めるところによります。

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>(その他)</p> <p>第22条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6当社 IP通信網サービス契約約款に定める第2種契約者以外の会員は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する請求事業者の指定する請求方法により、当社が定める期日までにお支払いいただきます。</p> <p>インターネットメールサービス規約 (インターネットメールサービス)</p> <p>第1条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 IP通信網サービス契約約款に規定する第二種契約者識別符号としてサービスの契約を締結する場合、この規定で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款が適用されるものとします。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>メールウイルスチェックサービス規約 (メールウイルスチェックサービス)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>	<p>(その他)</p> <p>第22条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6当社 IP通信網サービス契約約款 (OCN) に定める第2種契約者以外の会員は、当社のIP通信網サービス契約約款 (OCN) に規定する請求事業者の指定する請求方法により、当社が定める期日までにお支払いいただきます。</p> <p>インターネットメールサービス規約 (インターネットメールサービス)</p> <p>第1条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 IP通信網サービス契約約款 (OCN) に規定する第二種契約者識別符号としてサービスの契約を締結する場合、この規定で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款 (OCN) が適用されるものとします。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>メールウイルスチェックサービス規約 (メールウイルスチェックサービス)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

附 則 (令和5年6月15日) レパN第009600000741-01号

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

(吸収合併に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 (以下「レゾナント」といいます。) が次の表の左欄の規約 (以下「旧規約」といいます。)

の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、

次の表の右欄の規約 (以下「新規約」といいます。) の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>ドリームネット利用規約 - メール会員向け</u>	<u>ドリームネット利用規約 - メール会員向け</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。